

令和8年度 矢田駅周辺エリア活性化推進業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和8年度 矢田駅周辺エリア活性化推進業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

東住吉区では、令和8年3月に「東住吉区将来ビジョン（2026-2030）」を策定し、あらゆる世代が笑顔で健康に暮らせるよう、「誰もが、ずっと住みたくなるまち」をめざすべき将来像としている。また、将来ビジョンの別冊として令和3年3月に策定した「東住吉区まちづくりビジョン」に基づき、中長期的な視点で戦略的なまちづくりを展開している。

矢田駅周辺エリア（以下「エリア」という。）については、ビジョンの方向性である「都心にほど近い、便利な暮らし」の実現に向けた取組を進めている。令和6年度から令和7年度にかけては、『エリアリノベーション（エリアの特徴を丁寧に紐解き、共感者とともに実験的な小さな取組を繰り返し、少しずつ変化を生み出して価値を高めるまちづくり活動）』の考え方を踏まえ、「矢田駅周辺エリアリノベーション戦略（以下「エリア戦略」という。）」を策定した。

このエリア戦略に基づき、エリア内で起業している者や店舗を構える者を中心に、まちづくりに関心を有する人材と区役所が連携し、持続的な賑わいの創出及びエリア活性化に向けて協力して取り組んでいく。

本事業は、エリアの魅力を発信して共感を広げながら、地域人材との協働によるイベントを通じて、地域人材による自発的な団体の組織化に向けた支援を行うものである。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

なお、本業務の対象区域は、

矢田1丁目～6丁目、住道矢田1丁目～4丁目、照ヶ丘矢田1丁目～4丁目とする。

(3) 契約上限額

金 14,063,500 円（消費税等を含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

(5) 履行場所

東住吉区内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 発注者側から提供する資料

提案書作成にあたり、参考として、「令和6年度矢田駅周辺エリア活性化に向けた事業実施報告書」、「令和7年度矢田駅周辺エリア活性化に向けた事業実施報告書」の調査結果資料をデータ（CD-R）にて提供する。

提供期間 令和8年7月3日～令和8年8月3日 17時00分まで

（土・日・祝日を除く9時～17時00分 ※12時15分～13時を除く）

提供場所 大阪市東住吉区役所5階53番窓口（総務課）

受領方法 事前に電子メール（tv0001@city.osaka.lg.jp）もしくは、
電話（06-4399-9976）により来庁日時を連絡のうえ来庁すること。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 要（ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号もしくは第 3 号に該当する場合は免除）

保証人 否

(4) 再委託について

別紙「再委託に関する特記事項」のとおり

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の各号すべてを満たす法人又は団体とする。

(1) 国・地方公共団体ではないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(3) 次の大阪市入札参加有資格者名簿の承認種目の入札参加条件を有していること。

令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に承認種目「13 その他代行（大分類） 17 各種施策研究・調査（中分類） 01 各種施策研究・調査（小分類）」で登録していること。なお、共同体においては、双方の事業者が入札参加資格を有している必要があるが、上記種目については、いずれかの事業者で登録していれば要件を満たしたものとする。

(4) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(7) 納税義務者にあつては、直近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(8) その他、公序良俗に反する活動をしていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| ・ 公募開始 | 令和8年7月3日 |
| ・ 説明会 | 令和8年7月13日 |
| ・ 質問受付締切 | 令和8年7月16日 15時まで |
| ・ 質問に対する回答 | 令和8年7月21日（予定） |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 令和8年7月22日 17時00分まで |
| ・ 参加資格決定通知 | 令和8年7月23日（予定） |
| ・ 企画提案書の提出日 | 令和8年7月28日から8月3日まで
いずれも17時00分まで |
| ・ 企画提案会（プレゼンテーション）の予定日 | 令和8年8月中旬～下旬頃 |
| ・ 選定結果通知 | 令和8年8月24日頃 |

- ・ 契約締結・事業開始 令和8年8月28日（予定）
- ・ 事業完了 令和9年3月31日

6 説明会の開催（希望者のみ）

（1）開催日時、場所

本業務の企画プロポーザルを実施するにあたり、以下のとおり説明会を開催する。

日時：令和8年7月13日（月） 14時00分から

会場：東住吉区役所3階会議室

（2）参加申込み

説明会への参加を希望する場合は、7月9日（木）17時までに電子メールにて次の内容を下記送信先へ送付すること。

団体名、参加者名、電話番号、メールアドレス

※電子メールの件名は「【委託】説明会参加申込」としてください。

送信先 大阪市東住吉区役所総務課 メール：tv0001@city.osaka.lg.jp

※説明会の場でお聞きした質問の回答については、電子メールでの質問に対する回答と併せて東住吉区役所ホームページに掲載する。

7 応募手続き等に関する事項

（1）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和8年7月3日～令和8年7月22日 17時まで

イ 提出書類

別紙「提出書類一覧表 参加申込にかかる提出書類」のとおり

ウ 提出方法

持参または送付により、下記「10（2）発注者（提出先、問合せ先）」まで1部提出すること。

（土・日・祝日を除く9時～17時 ※ 12時15分～13時を除く）

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

エ 参加資格決定通知

参加資格審査後、令和8年7月23日（予定）に送付により通知する。

（2）質問受付

ア 受付期間

令和8年7月3日から令和8年7月16日 15時まで

イ 提出方法

別紙（質問票）「令和8年度 矢田駅周辺エリア活性化推進業務委託公募型プロポーザルに関する質問票」に記載し、電子メールにて提出すること。

なお、「件名」は、「令和8年度 矢田駅周辺エリア活性化推進業務委託に関する質問」とし、下記送信先に送ること。送信後、必ず電話で受信確認の連絡をすること。他の方法による質問は受け付けない。

送信先 大阪市東住吉区役所総務課 メール：tv0001@city.osaka.lg.jp

ウ 質問の回答

令和8年7月21日（予定）に東住吉区ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

（3）企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和8年7月28日から8月3日まで いずれも17時まで

イ 提出方法

提出書類を持参又は送付により、下記「10（2）発注者（提出先、問合せ先）」まで提出すること（土・日・祝日を除く9時～17時 ※ 12時15分～13時を除く）。

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

ウ 提出書類

・様式

別紙「企画提案書」のとおり

※ A4判両面印刷20ページまでで作成することとし、ページ番号を付すること。

※ 用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。

※ 企画提案書の他、補足資料は、A4版両面で5ページ以内とする。

・部数

正本1部、副本7部 合計8部

正本：事業者名を記入したもの

副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は
特定される表現の事業者名や事業者が特定されないようにマスキング
したもの。

なお、記載があった場合は、当区においてマスキングを行う。

エ 企画提案書の内容

企画提案書の記載項目は以下のとおりとする。作成にあたっては、募集要項「9 選定に関する事項（1）選定基準」を確認すること。なお、提案できる案は1案のみとし、今年度内に取組む内容を企画提案すること。

（ア）企画提案内容

- ・本事業に対する考え方
- ・団体の組織化支援に向けた取組について
- ・イベントの企画・運営における取組について
- ・エリア情報の発信手法

（イ）業務実施体制

- ・予定スタッフの動員計画・実施体制、同種又は類似業務の実績内容
- ・個人情報の取扱い方法
- ・災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制

（ウ）業務実施計画

業務フロー、工程計画

（エ）本業務における経費内訳書（事業実施にかかる人件費、事業説明会・実務者会議運営、情報発信、業務打合せ、業務報告書作成費、消耗品費、交通費等を税込みで記載すること。なお、「2（3）契約上限額」に示す金額を上限とする。）

8 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項

企画提案書を提出期限までに提出した事業者は、企画提案会に出席し、プレゼンテーションを行うこと。ただし、災害発生時等企画提案会を延期または中止する場合がある。また、企画提案書提出後も延期・中止の判断をする場合がある。

- ・開催日時 令和8年8月中旬～下旬

- ・開催場所 東住吉区役所内会議室
- ・内容・方法 提出された企画提案書を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等での資料投影は不可とする。1者あたり30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。

※ 企画提案会を欠席した場合、選定から除外する（企画提案会を中止した場合を除く）。

※ 開催日時・場所の詳細については、企画提案会参加事業者に通知する。

9 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目		評価項目	配点
企画提案内容		業務目的の理解度 ・業務目的を踏まえた効果的で実現性のある業務の実施を提案しているか	15点
		団体の組織化支援に向けた取組の有効性 ・業務内容を理解し、組織化の実現に向けた方向性について具体性のある手法を提案しているか	30点
		イベントの企画・運営における取組の有効性 ・業務内容を理解し、イベントの企画・運営においてエリアに合ったアイデアや工夫を提案しているか ・団体が継続してイベントを開催できるよう支援する提案となっているか	20点
		エリア情報の発信手法の妥当性 ・情報発信目的及びターゲットに応じた情報発信手法を提案しているか	10点
業務実施体制	実施体制の 的確性	予定スタッフの動員計画・実施体制 ・業務執行にあたり適切な業務分野の能力を有する人材を配置しているか	5点
	同種・類似業務の 実績	同種又は類似業務の実績内容 ・同種・類似業務の実績としてあげた業務に、中心的・主体的に参画したか	5点
業務実施計画		業務フロー、工程計画の実現性 ・業務を効果的かつ円滑に行える、実現可能な業務実施計画であるか	10点
積算の妥当性		費用積算根拠の妥当性 ・支出項目が業務内容と対応しており、金額が妥当であるか	5点
合計			100点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、外部委員で構成される「令和8年度 矢田駅周辺エリア活性化推進業務委託にかかる公募型プロポーザルによる選定委員会」を行い、その意見を受けて選

定する。

- イ 選定委員は、審査表に記載する項目・基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 企画提案会は、上記「8 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項」のとおりとする。
- エ 各委員の合計点を合算した総点数が最も高い事業者を受注予定者として選定する。
なお、総点数が最も高い事業者が複数いる場合は、次の方法により決定する。
 - ・ 各委員の「企画提案内容」の点数を合算した点数が高い事業者。
 - ・ 各委員の「企画提案内容」の点数を合算した点数が同じ場合は、各委員の「団体の組織化支援に向けた取組の妥当性」の点数を合算した点数が高い事業者。
 - ・ それでもなお、差がつかない場合は、くじ引きとする。
- ※ ただし、各委員の「企画提案内容」の合計点を合算した総点数が全体の6割未満の場合選定しない。また、いずれかの評価項目において著しく評価が低い場合は、受注予定者として選定しない場合がある。
- オ 審査は非公開とし、審査内容及び選定結果についての質問や異議申し立ては一切受け付けない。
- カ 応募者が1者であっても選定会議で審査し、受注予定者としての適否を判断する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- カ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- キ 企画提案書等の提出について、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ク 企画提案会を欠席すること（企画提案会を中止した場合を除く。）
- ケ 企画提案書に記載の合計金額が上記「2（3）契約上限額」に示す金額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

審査結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

10 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。また、提出された書類に虚偽の申請があった場合は、提出されている書類のすべてを無効とする。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に提案者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。
- カ 申請者は、選定後、本要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- キ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団

排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
ケ 最優秀提案の提案者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案の審査において次順位以下の提案者と契約交渉を行うことができるものとする。

(2) 発注者（提出先、問合せ先）

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号
大阪市東住吉区役所総務課（東住吉区役所5階53番窓口）
担 当：柳本・中西
T E L：06-4399-9976
F A X：06-6629-4533
メール：tv0001@city.osaka.lg.jp

【参考資料】

- 矢田駅周辺エリアリノベーション戦略 別紙のとおり
- 東住吉区まちづくりビジョン【概要】 （大阪市ホームページ）
- 東住吉区まちづくりビジョン【本体】 （大阪市ホームページ）
- 矢田駅周辺エリアのまちづくりについて （東住吉区役所ホームページ）